

情 個 審 答 申 第 1 号
令和5年（2023年）5月12日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年（2021年）12月21日付け、政企発第283号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

審査請求人が提出した市長への手紙に対する回答文を一年経過後に変更した根拠のわかる資料等の文書等開示請求拒否決定（不存在）に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示請求拒否決定（不存在）は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和3年（2021年）6月16日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人の「市長への手紙」に対し同年6月7日付けでされた市長からの回答の内容に関連して、15項目の開示請求を行った。この15項目の中には、審査請求人が過去に得た市長への手紙への回答文（令和2年3月24日付け）と今回の回答文との間で回答内容が変わっているとして、1年経過したら回答文が変更となった「根拠のわかる資料等」を求める内容も含まれていた。
- 2 同年7月6日、実施機関は、審査請求人が開示を請求した15項目のうち、3項目については文書等開示一部請求拒否決定を行い、12項目については文書等開示請求拒否決定（不存在）を行った。この文書等開示請求拒否決定（不存在）の対象には、上記「根拠のわかる資料等」も含まれていた。
- 3 同年9月27日、審査請求人は、上記文書等開示請求拒否決定（不存在）のうち、上記「根拠のわかる資料等」についてされた不存在を理由とする請求拒否の決定（以下「本件処分」という。）の取消し及び当該「根拠のわかる資料等」として「担当部署とバス事業者の報告書」を開示することを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

広聴課から審査請求人に提出された令和2年3月24日付けの市長への手紙に対する回答（以下「回答1」という。）において、「教習ルートについては、大型車両である教習バスが通行した際に危険性や課題等が指摘されたことから、現在は教習ルートにしておらず、路線バスのルートとできないことをバス事業者より確認しております。」と記載されていた。

その後、広聴課から審査請求人に提出された令和3年6月7日付けの市長への手紙に対する回答（以下「回答2」という。）において、回答1で「バス事業者より確認し

ております」とされていた箇所について、「市長宛にいただいたご意見（市長への手紙）の回答については、担当部署の報告を確認し、私自身が署名しており、ご懸念の虚偽・偽証ではないことをご理解いただきたく存じます。」と記載されていた。

両回答ともに物的証拠・報告書等を確認した上での回答文であり、根拠資料が不存在であるはずはない。また、回答１と回答２では回答文が変更されていることから、根拠資料がそれぞれあるはずである。

よって、早急に市長が報告を受けたとする両報告書を開示交付すべきである。

2 実施機関の主張

請求された行政文書については、その存在の有無を関係部署に確認したところ、該当する文書が作成されていなかったことから、「不存在」として文書開示請求拒否決定処分を行ったものである。

審査請求人は、回答１と回答２で回答文の根拠が変更されていることから、バス事業者の報告書と担当部署の報告書がそれぞれ存在していると主張しているものと思料されるが、担当部署は、回答１の「バス事業者より確認しております。」の部分については、同事業者から口頭で得た内容を記載しているものであり、バス事業者からの報告書は存在しない。また、担当部署も、当該確認事項についての報告書を作成していない。

また、回答２の「担当部署の報告を確認し、私自身が署名しており、ご懸念の虚偽・偽証ではないことをご理解いただきたく存じます。」の部分については、市長への手紙の回答をするに当たって、熊本市市民の声取扱要綱（以下「要綱」という。）で定める手続に沿って、市長が担当部署の報告を確認している旨を述べたものである。したがって、回答１のバス事業者から確認したという根拠が、担当部署から確認したという根拠に変更されたことを意味するものではない。

したがって、審査請求人の主張は適当でない。

第４ 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、審査請求人が提出した市長への手紙に対する回答文を１年経過後に変更した「根拠のわかる資料等」である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 回答文を1年経過後に変更した根拠のわかる資料等の存否について

審査請求人は、回答1でされた回答内容が回答2で別の内容に変更されていることを指摘した上で、回答文を1年経過後に変更した「根拠のわかる資料等」の開示を求めている。これに対して実施機関は、そもそも審査請求人の主張するような変更はなかったとするので、まずこの変更の事実の有無について検討する。

ア 審査請求人指摘する回答内容の変更

審査請求人が当該変更の事実として指摘するのは、回答1中で

「教習ルートについては、大型車両である教習バスが通行した際に危険性や課題等が指摘されたことから、現在は教習ルートにしておらず、路線バスのルートとできないことをバス事業者より確認しております。」

と、「バス事業者」から確認したとの記載がされているのに対し、回答2では

「市長宛にいただいたご意見（市長への手紙）の回答については、担当部署の報告を確認し、私自身が署名しており、ご懸念の虚偽・偽証ではないことをご理解いただきたく存じます。」

と、「担当部署」から確認したとの記載がされている点である。

イ 回答1の趣旨について

回答1の該当箇所は、審査請求から提出された市長の手紙（令和2年1月24日受付）において、審査請求人から、当該ルートが危険ではない証拠として教習バスのルートになっていることの指摘があったことに対し、当該ルートについては危険性等の指摘があり現在は教習ルートにされておらず、路線バスのルートにもできないことを「バス事業者より確認」した、と説明する趣旨であると認められる。

ウ 回答2の趣旨について

回答2の該当箇所は、審査請求人から提出された「市長への手紙」（令和3年3月26日受付）の中で、回答文の虚偽・偽証を疑う審査請求人から「市職員の回答文を深く確認せず、ただサインだけ執行されたのか、大西市長の見解を求めます」との求めがあったことに対する回答として、「市長への手紙」への回答については「担当部署の報告を確認し、私自身が署名しており、ご懸念の虚偽・偽証ではない」と説明する趣旨であると認められる。

なお、要綱上、市長への手紙の提案者に対する回答の事務を担う広聴課長は、当該市民の声の提案に係る施策、事業等の担当課長が作成した回答案を調整して、市長に報告の上、提案者に回答することとされている（要綱第14条）ので、上記の「担当部署の報告を確認し」とは、市長が、広聴課を通じて担当部署が作成した回答案を確認したことを述べる趣旨であると解される。

エ 回答の変更の事実の有無について

上記イ及びウのとおり、回答１の該当箇所における回答対象と回答２の該当箇所における回答対象は全く異なるものであり、それぞれの間に直接の関連性はない。したがって、回答１の該当箇所と回答２の該当箇所の記載内容が異なることは当然であり、説明が変更されたという事実は認められない。

オ 小括

以上のとおり、そもそも回答文の変更の事実が認められないから、回答文を１年経過後に変更した「根拠のわかる資料等」が存在するとは認められず、これを不存在とした本件処分は妥当である。

(2) 回答１及び回答２の根拠資料の存否について

当審議会の判断は(1)オのとおりであるが、審査請求人は回答文を変更した根拠資料として「担当部署とバス事業者の報告書」がそれぞれあるはずであると主張するので、念のため、この点について述べる。

ア バス事業者の報告書の存否について

回答１の「バス事業者より確認しております。」の部分について、実施機関は、担当部署がバス事業者から口頭で得た内容を記載しており、バス事業者からの報告書は存在しないし、報告書も作成していないと主張する。

この点、当審議会が確認したところ、平成２２年から平成２７年にかけて行われた、路線バスのルート変更に係る事業説明会やバス事業者と熊本駅周辺整備事務所との間の協議の中で、バス事業者が、審査請求人が要望するバスルートは道路構造上安全性に問題があって路線バスのルートとできない旨の説明や検証結果の報告を繰り返し行っていたことが認められた。そうすると、審査請求人が当該ルートが教習バスのルートになっていることを指摘した時点においては、熊本駅周辺整備事務所にとって、当該ルートには安全性の問題があるゆえに路線バスのルートとできないことは周知の事実であったと認められる。それゆえ、熊本駅周辺整備事務所が、バス事業者が当該ルートを教習ルートにしていないことは当然であろうとの認識を前提に念のために行ったバス事業者に対する確認を口頭での確認にとどめ、それ以上にバス事業者に報告書を求めたり、確認者が報告書を作成する必要はないと判断したとしても不合理なことではない。

よって、回答１の根拠資料が存在しないとする実施機関の主張には不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情もない。

よって、バス事業者の報告書が存在しているとは認められない。

イ 担当部署の報告書の存否について

(1)ウで述べたとおり、要綱上、市長は、広聴課を通じて担当部署が作成した回答案を確認することとされており、このために特段の報告書等を作成することは想定されていない。

よって、担当部署の報告書が存在しているとは認められない。

5 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 澤田 道夫

会長職務代理者 河津 典和

委 員 魚住 弘久

委 員 岩橋 浩文

委 員 北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和３年（２０２１年） １２月２１日	熊本市長から諮問（令和３年（２０２１年）１２月２１日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和５年（２０２３年） ３月３日	諮問の審議を行った。
令和５年（２０２３年） ４月７日	答申案の審議を行った。
令和５年（２０２３年） ５月１２日	答申案の審議を行った。